

高鍋町告示第1号

平成28年第1回高鍋町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成28年1月22日

高鍋町長 小澤 浩一

1 期 日 平成28年1月29日（金）

2 場 所 高鍋町議会議場

○開会日に応招した議員

池田 堯君	水町 茂君
山本 隆俊君	津曲 牧子君
岩村 道章君	岩崎 信や君
青木 善明君	柏木 忠典君
後藤 正弘君	中村 末子君
黒木 博行君	黒木 正建君
春成 勇君	八代 輝幸君
緒方 直樹君	永友 良和君

○応招しなかった議員

平成28年 第1回(臨時)高鍋町議会会議録(第1日)

平成28年1月29日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成28年1月29日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号)[高鍋町
税条例の一部を改正する条例の一部改正について]
- 日程第4 議案第2号 可動棚の購入について
- 日程第5 議案第3号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第4号 高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正につ
いて
- 日程第7 議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法
律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正につ
いて
- 日程第8 議案第6号 平成27年度高鍋町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第9 議案第7号 平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第8号 平成27年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第9号 平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第4号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号)[高鍋町
税条例の一部を改正する条例の一部改正について]
- 日程第4 議案第2号 可動棚の購入について
- 日程第5 議案第3号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第4号 高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正につ
いて
- 日程第7 議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法
律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正につ
いて
- 日程第8 議案第6号 平成27年度高鍋町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第9 議案第7号 平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第10 議案第8号 平成27年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第11 議案第9号 平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第4号)

出席議員(16名)

1番 池田 堯君	2番 水町 茂君
3番 山本 隆俊君	5番 津曲 牧子君
6番 岩村 道章君	7番 岩崎 信や君
8番 青木 善明君	10番 柏木 忠典君
11番 後藤 正弘君	12番 中村 末子君
13番 黒木 博行君	14番 黒木 正建君
15番 春成 勇君	16番 八代 輝幸君
17番 緒方 直樹君	18番 永友 良和君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 田中 義基君	事務局補佐 鳥取 和弘君
議事調査係長 矢野 由香君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 小澤 浩一君	副町長 …………… 川野 文明君
教育長 …………… 島埜内 遵君	教育委員長 …………… 黒木 知文君
農業委員会会長 …………… 坂本 弘志君	代表監査委員 …………… 黒木 輝幸君
総務課長 …………… 森 弘道君	政策推進課長 …………… 三嶋 俊宏君
建設管理課長 …………… 恵利 弘一君	農業委員会事務局長 …… 鳥井 和昭君
産業振興課長 …………… 川野 和成君	会計管理者兼会計課長 …… 間 省二君
町民生活課長 …………… 杉 英樹君	健康保険課長 …………… 徳永 恵子君
福祉課長 …………… 河野 辰己君	税務課長 …………… 宮崎守一朗君
上下水道課長 …………… 吉田 聖彦君	教育総務課長 …………… 中里 祐二君
社会教育課長 …………… 稲井 義人君	

午前10時00分開会

○議長(永友 良和) おはようございます。只今から平成28年第1回高鍋町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○**議会運営委員会委員長（中村 末子君）** 中村末子。おはようございます。平成28年第1回臨時会の招集に伴い、議会運営委員会を開きましたので御報告いたします。

期日は1月25日10時より第3会議室において、議員議会運営委員会メンバー全員、議長、副議長はオブザーバー、執行部より副町長、総務課長、政策推進課長、日程説明のため議会事務局長、補佐が参加しました。

議案は、専決処分1件、備品購入に伴い700万円以上であるため契約案件1件、一般職の職員給与に関して人事院勧告、県の人事委員会に勧告に伴い条例改正3件、補正予算4件、計9件の説明が執行部よりあり、質疑を受けましたが質疑はありませんでした。事務局より日程内容の説明を受け、質疑を求めましたが質疑はなく、全員一致を見ましたので、ここに御報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○**議長（永友 良和）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、15番、春成勇議員、16番、八代輝幸議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○**議長（永友 良和）** 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は別記のとおり本日1月29日の1日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（永友 良和）** 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1月29日の1日間に決定いたしました。

日程第3. 議案第1号

○**議長（永友 良和）** 日程第3、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）高鍋町税条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○**町長（小澤 浩一君）** おはようございます。議案第1号専決第4号高鍋町税条例の一部を改正する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、平成28年度与党税制改正大綱において、一部の手続における個人番号利用の取り扱いの見直しが決定されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。ついては、改正前の高鍋町税条例の一部を改正する条例の関係部分が平成28年1月1日からの施行であったことから、税務事務に支障を来すため、専決処分せざるを得なかったものでございます。

以上、本案につきまして御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（宮崎守一朗君） 税務課長。おはようございます。町長の提案理由と重複する部分もございますが、詳細説明をさせていただきます。

まず本案についての経緯ですが、平成28年度与党税制改正大綱が、平成27年12月16日に決定され、総務省から県を通じて条例改正の通知を受けたのが12月の21日でした。既に27年12月第4回高鍋町議会定例会が閉会しており、条例の改正内容の施行日が28年1月1日であったことから、専決処分せざるを得なかったものです。

改正内容といたしましては、地方税分野における個人番号利用手続を一部見直すもので、平成27年9月第3回高鍋町議会定例会で御承認いただいた高鍋町税条例の一部改正のうち、第51条町民税の減免、第139条の3特別土地保有税の減免について、納税義務者の方が減免を申請する際、個人番号の記載を不要、必要なしとするものです。

以上です。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。これから質疑、討論、採決を行います。

議案第1号専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）高鍋町税条例の一部を改正する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号を起立によって採決いたします。本件は、原案のとおり承認することに賛成議員は御起立お願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）高鍋町税条例の一部を改正する条例の一部改正については承認することに決定いたしました。

日程第4. 議案第2号

○議長（永友 良和） 次に、日程第4、議案第2号可動棚の購入についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第2号可動棚の購入について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、可動棚を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、

議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。只今から可動棚の購入につきまして詳細説明を申し上げます。

購入物件は、可動棚、契約の方法は指名競争入札、購入価格は950万4,000円、契約の相手方は、住所、高鍋町大字北高鍋3516番地28、名称、有限会社事務機のフクモト、代表者、代表取締役福本幸良氏でございます。なお、この可動棚につきましては、平成28年1月7日に指名業者3社による指名競争入札を行っております。参考までに指名3社を申し上げますと、有限会社事務機のフクモト、有限会社井上昭文堂、合資会社阿部印刷商会の3社でございます。

次に、購入物件の仕様等について申し上げたいと思います。可動棚がどのような感じで設置されるかという感じでイメージ図として、お座席のほうにカタログのコピーを用意いたしましたのでごらんいただけたらと思います。このコピーでは可動棚、これ縦7段の写真になってるかと思いますが、今回の契約で購入いたします可動棚は、縦5段、高さが2メートル32センチ、そして横が5列で6メートル13センチ、幅が85センチというようなサイズになっております。この可動棚につきましては、ハンドルを回転させて車輪が駆動する方式、写真のとおりでございますが、その方式を採用してございまして、安全対策といたしまして、安全ロック、転倒防止装置、脱線防止装置と緩衝装置がほどこされた構造となっております。収納、容量でございますけど、収納棚1段あたりに保存箱でいいますと3箱の収納を考えております。可動棚は背中合わせになっております関係で、両面で50段ありますので、1台あたり150箱の収納ができることとなります。今回の契約で、この可動棚を13台設置する予定にしておりますので、合計で1,950箱の収納箱を収納するということが可能となったということでございます。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。これから、質疑、討論、採決を行います。

議案第2号可動棚の購入について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、ちょっと2点ほど質疑をさせていただきたいと思いません。

なぜ指名競争入札で高鍋町内だけにしたのかお伺いしたいと思います。それから、先ほど説明がありましたけれども、1,950箱が一応収納可能になるということでしたけれども、これで何年分を収納できるのか、大体書類保管期間っていうか、そういうものに対してこの箱数で足りるのかどうかということがちょっと心配になりましたので、そこをちょっと確認させていただきたいと思いません。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。まず指名業者の関係でございますけど、この棚を扱える業者が町内に3社しかなかったということでございまして、町外業者、宮崎あたりになろうかと思いますが、入れれば業者数はふえたかと思いますが、あくまでも町内業者の発注機会を確保するというのと、町内業者の育成を図るということから、その3社で入札をしたところでございます。

あとその個数の関係ですが、今申し上げましたとおり、最大1,950箱、あくまでも収納箱の計算ですけども、今現在で最大1,148箱がどこそこ分散、今させてるんですけど、今のところその箱数は保存箱として今現在ありますので、その分についてはまた新たに設置されたらその箱が入るということですけど、今申し上げましたとおり、まだ余力的には七百、八百近くございますので、何年ということはないと思いますが、しばらくはもう大丈夫と、ここ数年は大丈夫というふうに考えております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。ちょっと私の質疑の内容がうまくとれなかったんじゃないかなと思うんですが、書類には保存期間というのがありますが、保存期間をちゃんと確保できるのかどうかということの質疑をしたんです。だからその箱数で足りるのかちゅうか、片づけは何でもそうですけど、要するに入れるほどはやはり出していくってということしないと、そこが余りがあるから幾らでも入れてしまえば、もう言い方悪いけどわけがわからなくなるというか、だからちゃんと年数ごとに、例えばところてん方式というわけではございませんけれど、やっぱり廃棄できるようなシステムっていうのはちゃんとつくっておかないと、いずれはいっぱいになるんじゃないかというふうに心配するわけですよ。だから保存期間を法的に保存期間があるもの、ないものについては、どれぐらいを目安にしてるのかということ、大体できれば把握されてるんじゃないかなと思うんですが、それについてちょっとお答え願えればと思った次第です。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） どうも済みません。今申し上げた箱数は全体それだけ箱、保存箱があるということですが、保存の年限につきましては、永年、当然でございますが、大体50年ぐらいかなと思います。あと10年と5年ということで、保存箱につきましてはそういう年数で管理するというようにしております。

永年につきましては、今のところ10箱程度しか今んとこ入ってないので、10年規模っていうのが、10年、5年っていうのが多いですが、今申し上げましたとおり、この10年、5年につきましては当然まだ余力もありますので、大丈夫というふうに考えております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号を起立によって採決いたします。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって議案第2号可動棚の購入については、原案のとおり可決いたしました。

日程第5. 議案第3号

日程第6. 議案第4号

日程第7. 議案第5号

日程第8. 議案第6号

日程第9. 議案第7号

日程第10. 議案第8号

日程第11. 議案第9号

○議長（永友 良和） 次に、日程第5、議案第3号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから、日程第11、議案第9号平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）まで、以上7件を一括議題といたします。一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第3号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから、議案第9号平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてまで、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第3号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、今回の改正は、人事院勧告及び宮崎県人事委員会勧告に準じて、本町職員の給与改定を行うため、所要の改定を行うものでございます。改正の主な内容といたしましては、若年層に重点を置いた給料表の引き上げ及び勤勉手当の引き上げでございます。

次に、議案第4号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について及び、議案第5号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正についてでございますが、これらにつきましては、国の特別職職員の期末手当の改定に準じて、本町常勤特別職及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、関係条例について所要の改定を行うものでございます。

次に、議案第6号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ22万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額

をそれぞれ※83億1,217万円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では、高鍋町一般職の職員の給与に関する条例、高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正に伴う人件費の調整で、財源といたしましては繰越金でございます。

次に、議案第7号平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ24万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億9,626万8,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出は高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う人件費の調整で、財源といたしましては、一般会計からの繰入金でございます。

次に、議案第8号平成27年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ19万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,414万4,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出は前議案と同じく人件費の調整で、財源といたしましては、一般会計からの繰入金でございます。

次に、議案第9号平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ19万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億6,446万8,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出は前議案と同じく人件費の調整で、財源といたしましては、一般会計からの繰入金でございます。

以上、7件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願いを申し上げます。（発言する者あり）失礼しました。第6号です、平成27年度一般会計補正予算の中で83億1,217万円と言ったそうですけど、83億1,201万7,000円に訂正をお願いいたします。

以上です。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。

まず、議案第3号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第4号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について及び議案第5号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について、一括して詳細説明を申し上げます。

今回の3件の条例改正につきましては、人事院勧告に基づきまして、国家公務員の給与改定が行われることに伴います国に準じて職員の給与改定と一般職の勤勉手当及び特別職の期末手当の支給割合の引き上げを行うものでございます。

まず、給与改定についてでございますけど、民間給与との格差を埋めるため、平均0.4%引き上げの給与表改定となっております。世代間の給与配分の見直しの観点から、

※後段に

若年層に重点をおいた改定となっております、1級の初任給が2,500円引き上げられ、高齢層につきましては1,100円の引き上げとなっております。

次に、特別給、ボーナスに関してでございますが、民間の支給割合に見合うよう改定するというところでございます。民間の支給状況等踏まえまして、勤務実情に応じた給与の推進のため、0.1月分の引き上げ分につきましては、勤勉手当に配分されることとなっております。なお、特別職及び教育長につきましては、勧告に準じまして期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるものでございます。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（永友 良和） 続いて、政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。議案第6号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）から、議案第9号平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）までの4件の補正予算について、一括して詳細説明を申し上げます。

今回の4件の会計の補正は、いずれも給与改定の条例改正に伴う人件費について予算編成したものでございます。なお、水道事業会計につきましては、現行予算内で調整ができましたので、補正はしておりません。

歳出について説明申し上げます。一般会計補正予算（第5号）は、それぞれの費目において職員につきましては、給料表の引き上げに伴うもの、勤勉手当の支給月数の引き上げによるものを調整計上し、町長、副町長と教育長につきましては、期末手当の支給月数の引き上げに伴うものを計上しております。

そのほか、職員手当、市町村職員共済組合負担金の調整及び特別会計への繰出金を計上しております。国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、下水道事業特別会計補正予算（第3号）及び介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、一般会計補正予算（第5号）と同じく給与改定の条例改正に伴う職員の人件費をそれぞれの費目において計上しております。

歳入についてでございますが、財源といたしましては、一般会計補正予算は繰越金で、3つの特別会計補正予算は一般会計からの繰入金でございます。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。これから1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第3号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありますか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。ちょっと先ほど説明があつて、私も比較をしてみたんですけど、若年層という規定というのはどこで判断されるんですか。それこそ普通の企業は、すごく全体的にもっと引き上げられてますよね。期末手当をもう含めて、全て大きく引き上げられてると思うんです。だから民間と比較すると、人事院勧告そのものが私はちょっとおかしいなというふうに私は思うんですよ、向こうは思っていないと思う

んですけれども。

やはり若年層という規定が、例えばどのあたりまでを示すのか、段階的に先ほどから1級が2,500円上がったとって段階的に上がってるとは思うんですけれど、やはり若年層に重きを置いたというのであれば、やはり子育て中で1番お金が必要な世代が、やはり私としては子育てをした経験から言うと、そこのあたりにもっと重きを置く必要があるんじゃないかなと私は思ったんですが、国の試算でもその辺のところあまり出てないんです。人事院勧告の中については、あんまりそこがうたわれてないっていう気がするんですが、高鍋町の判断だけでそこ辺に重きを置くっていうこともちょっと可能ではなかったかどうか、そこのところお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。若年層を何歳というかちょっと私もわかんないですが、大体30代ぐらいまでじゃないかなとは思うんですけども、議員のおっしゃったとおり、實際上子育てされてる世代、30代後半から40代あたりが1番厳しいというのはもうわかるんですが、この給与表そのものがもう改定されて、この給与表を高鍋町に見合うように正直言いますと、高鍋町独自でこの給与表については作成不可能だと思います。

それで、これまでも人勧につきましては、人勧どおりということで取り扱わせていただいておりますので、議員の御指摘部分等については御理解もいたしますけど、いかんせん今申し上げたとおりで、もう改定をそのまま準じて行うということしか、今のところ町としては対応しかねるかなと思います。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。1番、池田堯議員。

○1番（池田 堯君） この勤勉手当、20条の1項なんですけど、今回は75を100分の75を85に変更ということですよ。この100分の85ですよ、なぜ定額であるのか。私の認識では100分の40から100分の90の範囲で任命権者が勤務評定において乗じて加算して支給するもんという認識でおるんですが、ここ定額であった場合においては、それ相応なるの事情があればいいということであろうと私は思っておるんです。今回本町はずっと以前から私が指摘しておるように定額で決まっておりますが、特段の事情というものをお答え願えないでしょうか。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。今議員がおっしゃったとおり、これあくまでも平均って言いますか、の数字でございまして、人事評価におきましてプラマイをしております、実際上全員がその率になってるということではございません。運用はしております。

○議長（永友 良和） 1番、池田堯議員。

○1番（池田 堯君） それでは伺いますが、それであるなら100分の85を支給されてない職員は、26年度においては何%ぐらいいたんですか。（発言する者あり）

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。おりました。（発言する者あり）今申し上げましたとおり、人事評価の関係でプラスされた職員もおりますし、マイナスの職員もおります。

○議長（永友 良和） 1番、池田堯議員。

○1番（池田 堯君） それでは、その100分の75を下回った職員、私が思うには長期欠席とか懲罰をくらったとかいう関係の人はもとより、問題は勤務評価をしてほんとはランクづけしてあるということではありましたけども、何%ぐらいの比率において85を下らんかったのか、わかりませんか。90%近くこの定額で支給されてる可能はないんですか。（発言する者あり）

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。大体3%になろうかと思います。（発言する者あり）

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。議案第3号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

説明では、若年層に重きを置いたということですが、地方行政の中で職員は削減され、大変厳しい自治体運営となっていると考えます。その中で、若年層だけを特化するのではなく、全体的に引き上げてほしいと願っておりますし、企業並みに大幅引き上げを望んだところです。

しかし国は、国に先んじて給与引き上げを認めないという立場も、地方分権法から見ても引き下がれない部分もあるとは考えますが、ようやく引き上げられる給与に関しては、賛成でありますので、討論をいたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第3号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第3号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第4号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって議案第4号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって議案第5号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第6号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって議案第6号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第7号平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって議案第7号平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第8号平成27年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって議案第8号平成27年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第9号平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって議案第9号平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決いたしました。

----- . ----- . -----

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。これで平成28年第1回高鍋町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時40分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員